

内部統制報告書の導入

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-25

【要約】

- 2006 年 6 月 7 日、証券取引法等改正法案が可決・成立し、14 日には公布された。
- 同法により、証券取引法は、金融商品取引法に改組されることが予定されている。
- 金融商品取引法の下では、上場会社に対し「内部統制報告書」制度が導入され、2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。

はじめに（証券取引法等改正法の成立）

- 2006 年 6 月 7 日、「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、証券取引法等改正法）が国会で可決・成立した¹。6 月 14 日には公布されている。
- 証券取引法等改正法の概要を示すと次のとおりである。

【証券取引法等改正法の構造と概要】

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	公布日から起算して 20 日間を経過した日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	T O B 制度の見直し	公布日から 6 ヶ月以内の政令指定日
	大量保有報告制度の見直し	同上（一部は公布日から 1 年以内の政令指定日）
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 取引所における自主規制機能の独立性確保など	公布日から 1 年 6 ヶ月以内の政令指定日
	開示制度の拡充 - 内部統制報告書の導入 - 『確認書』の提出義務化 - 四半期報告制度の整備 など	同上（ただし、適用は 2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度からの予定）

- 本稿では、これらのうち「開示制度の拡充」のうち、「内部統制報告書の導入」について説明する。

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

1 . 内部統制報告書とは

(1)内部統制報告書導入の経緯

- 金融商品取引法の下では、「内部統制報告書」制度が導入される。「内部統制報告書」とは、正式には「会社の属する企業集団及び会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書」と定義されている（金融商品取引法 24 条の 4 の 4 第 1 項）。言い換えれば、「財務諸表等が適正に作成されるシステムが有効に機能していたか否かを評価した報告書」ということができるだろう。
- 近年、西武鉄道、カネボウ、ライブドアといった有価証券報告書等の虚偽記載に関連する事件が相次いだことから、わが国のディスクロージャーの信頼性を確保することが喫急の課題となった。
- そうした事態を受けて、金融商品取引法では、有価証券報告書等の記載内容に関する「確認書」の提出が義務化された²。つまり、企業経営者は、有価証券報告書等の提出に際して、「この有価証券報告書等の記載内容は適正であると確認した」と保証しなければならないのである。
- しかし、経営者が「有価証券報告書等の記載内容が適正であると確認した」というだけでは、財務諸表等の信頼性を十分担保することはできない。経営者が、実際に、どのような体制・システムで有価証券報告書等の記載内容の確認を行ったのか、その体制・システムは有効に機能していたのかを示した上で、外部の眼によるチェック（監査）が行われて、初めて一定の信頼性が確保されることとなる。
- こうした観点から導入されるのが、「内部統制報告書」制度である。

(2)会社法上の内部統制と金融商品取引法上の内部統制はどう違う？

- 「内部統制」については、2006 年 5 月に施行された新しい会社法でも規定が整備されている。
- 具体的には、会社法では、次の事項を、取締役会を設置している会社については取締役会、取締役会を設置していない会社の場合は取締役の権限として定めている（会社法 348 条 3 項 6 号、362 条 4 項 6 号）。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の執行の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

- 加えて、会社法上の「大会社」³については、上記の事項（内部統制システムの基本方針）を決定しなければならないと定められている（会社法 362 条 5 項など）。つまり、「大会社」に対しては、「内部統制システムの基本方針」の策定が、会社法により義務付けられることとなるのである。

² 「確認書」の提出義務化については、別稿を参照されたい。

³ 会社法上の「大会社」の範囲は、下記の通り、現在の商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）と同じである（会社法 2 条 6 項、旧商法特例法 1 条の 2 第 1 項）。

- 資本金 5 億円以上 又は
- 負債総額 200 億円以上

- 会社法（及び法務省令）に基づいて、具体的に決議しなければならない事項は次の通りである（会社法施行規則 100 条）。

取締役（執行役）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業集団（ 1 ）における業務の適正を確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する体制

前記 の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役・使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- （ 1 ）その会社、その会社の親会社・子会社からなる企業集団を意味する。
- （ 2 ）取締役会設置会社かつ監査役設置会社を想定している。

- ここで会社法に基づく「内部統制システム」と、金融商品取引法に基づく「内部統制システム」との違いが問題となる。両者の「内部統制システム」を比較すると次のようになるだろう。

図表 会社法の内部統制と金融商品取引法の内部統制

	会社法	金融商品取引法
対象	会社業務全般	財務情報の適正性
開示	事業報告	内部統制報告書
監査	監査役（会）、監査委員会による監査 会計監査人による監査は対象外	監査法人による監査
基準・雛型	なし	内部統制評価・監査基準
不整備の責任	株主代表訴訟等による民事責任	内部統制報告書の虚偽記載等についての刑事・民事責任 有価証券報告書等の虚偽記載等についての刑事・民事責任

- 会社法の「内部統制システム」は、不祥事防止などの観点から会社業務全般をカバーするものである。それに対して、金融商品取引法の「内部統制システム」は、ディスクロージャーの信頼性を確保する観点から、主に財務情報の適正性の確保に関するものである。
- こうした立脚点の違いから、それぞれの「内部統制システム」に求められることも大きく異なっている。即ち、会社法の「内部統制システム」は、不祥事の防止のために会社が自ら整備すべきものであり、特に決まった基準や雛形がある訳ではない。その意味では、どのレベルの「内部統制システム」を構築するかは、各社の判断に委ねられている。ただし、不十分な体制しか

構築していなければ、その結果に対する責任（例えば、大和銀行株主代表訴訟のような損害賠償責任）が問われることとなる。

- 他方、金融商品取引法の「内部統制システム」については、後述するように監査法人の監査の対象となる。従って、各社は、一定の水準の「内部統制システム」についての体制を、予め整備しておくことが必要となる。
- 具体的には、今後正式に制定されるであろう「内部統制評価・監査基準」に沿った形で、「内部統制システム」の構築を進める必要がある。不十分な体制しか構築できていなければ、そもそも「内部統制報告書」に監査法人の適正意見が与えられないこととなる。
- また、後述するように内部統制報告書の虚偽記載等については、刑事・民事責任が課されることがとされている。もちろん、（内部統制システムでチェックしたはずの）有価証券報告書等に虚偽記載等があった場合にも、刑事・民事責任が問われる可能性がある。

２．内部統制報告書制度の概要

(1)内部統制報告書の提出義務者

- 内部統制報告書の提出が義務付けられるのは、次の者とされている（金融商品取引法 24 条の 4 の 4 第 1 項）。

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの

- 詳細は政令に委任されているが、基本的には上場会社が対象となると考えられるだろう。
- なお、「金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの」に該当しない有価証券報告書提出会社も、一定の場合を除き、任意で「確認書」を提出することは認められる（金融商品取引法 24 条の 4 の 4 第 2 項）。
- 内部統制報告書の提出のタイミングは、有価証券報告書を提出する際に、併せて内閣総理大臣に提出することとされている。提出方法は、原則として、電子開示システム EDINET により行うこととされている（金融商品取引法 27 条の 30 の 2）。

(2)内部統制報告書の記載内容

- 内部統制報告書の記載事項及び添付書類の詳細は、内閣府令に委任されており、現時点では明らかではない（金融商品取引法 24 条の 4 の 4 第 1、4 項）。
- ただ、2005 年 12 月 8 日に公表された企業会計審議会報告書「財務報告にかかる内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」の中で、記載内容の原案が示されている⁴。今後、この原案を基に、更に検討を加えた上で、最終的な内閣府令が制定されるものと思われる。
- 参考までに、企業会計審議会報告による記載内容の原案を示すと次の通りである。

⁴ 企業会計審議会報告「財務報告にかかる内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」については、吉井一洋「内部統制評価・監査基準（案）」（2006 年 1 月 26 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

【内部統制報告書の記載事項（案）】

1．整備及び運用に関する事項

財務報告及び財務報告に係る内部統制の責任者の氏名

経営者が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨

財務報告に係る内部統制の整備及び運用する際に準拠した一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組み（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（案）など）

内部統制固有の限界

2．評価の範囲、評価時点及び評価手続

財務報告に係る内部統制の評価の範囲（範囲の決定方法及び根拠を含む）

財務報告に係る内部統制の評価が行われた時点（期末日）

財務報告に係る内部統制の評価に当たって、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠した旨

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

3．評価結果

財務報告に係る内部統制は有効であると評価した場合……その旨を記載

評価手続の一部は実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効であると評価した場合……その旨と、実施できなかった評価手続、実施できなかった理由を記載

重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない場合……その旨と、重要な欠陥の内容、それが是正されない理由を記載

重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない場合……その旨と、実施できなかった評価手続、実施できなかった理由を記載

4．付記事項

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

期末日後に実施した重要な欠陥に対する是正措置等

（出所）企業会計審議会報告書「財務報告にかかる内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」

(3)内部統制報告書の監査証明

○上場会社等が提出する内部統制報告書には、原則として、内閣府令で定める基準・手続に従って、公認会計士・監査法人の監査証明を受けなければならないとされている（金融商品取引法193条の2第2、4項）。

○基準・手続の細目などは政省令に委任されていることから、現時点では具体的な内容は明らかではない。ただ、2005年12月8日に公表された企業会計審議会報告書「財務報告にかかる内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」の中で、原案が示されている⁵。今後、この原案を基に、更に検討を加えた上で、最終的な内閣府令が制定されるものと思われる。

⁵ 企業会計審議会報告「財務報告にかかる内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」については、吉井一洋「内部統制評価・監査基準（案）」（2006年1月26日付DIR制度調査部情報）参照。

3 . 内部統制報告書と民事・刑事責任

(1)内部統制報告書と民事責任

- 虚偽記載のある内部統制報告書を提出した時点の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、これらに準ずる者）は、虚偽記載によって損害を受けた投資家に対して損害賠償責任を負うこととされている（金融商品取引法 24 条の 4 の 8 による同 22 条の準用）。

(2)内部統制報告書と刑事責任

- 金融商品取引法の下では、内部統制報告書の開示義務違反に対する刑事責任も整備される。具体的には、次の通りである。

図表 内部統制報告書と刑事責任（金融商品取引法）

違反事実	罰則	条文
内部統制報告書の虚偽記載	5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金又は併科	197 条の 2 第 6 号
内部統制報告書と異なる内容の写しの提供・送付	同上	197 条の 2 第 2 号
内部統制報告書の不提出	同上	197 条の 2 第 5 号
内部統制報告書の写しの不提供・不送付	1 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金又は併科	200 条 1 号
上記 の両罰規定()	法人に対して 5 億円以下の罰金	207 条 1 項 1 号
上記 の両罰規定()	法人に対して 1 億円以下の罰金	207 条 1 項 5 号

(出所) 大和総研制度調査部作成

() 犯罪を実行した個人を罰するのみならず、その者が帰属する法人等にも罰則が課される場合の、そのときの法定刑のこと。

4 . 施行期日

- 内部統制報告書の提出については、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される（金融商品取引法附則 15 条）。